②

令和７年

市議会６月定例会議案

（その２）

静　岡　市

議　案　説　明

議案第１２２号　　令和７年度静岡市一般会計補正予算（第１号）

令和７年度静岡市一般会計補正予算（第１号）について、地方自治法第９６条第１項第２号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正予算は、地域経済の活性化として、市有資産を有効活用する取組を推進するため、民間事業者による旧足久保小学校の活用に必要な改修整備等の助成に要する経費のほか、文化・スポーツの推進として、清水日本平運動公園球技場の観客席の更新に要する経費などの増額を計上した。

この結果、補正予算の総額は、2,804,136 千円の増額となった。

追加の主なものは、道路橋りょう費 1,115,314 千円、都市計画費 431,322 千円、企画費 394,663 千円などである。

これらの財源として、国庫支出金 1,127,139 千円、市債 1,016,600 千円などを充当した。

以上の補正額を加えた累計予算額は、391,304,136 千円となる。

なお、継続費の補正は、動物愛護センター建設費の追加である。

繰越明許費は、旧足久保小学校活用事業施設整備費補助金等において、年度内の完了が見込めないものについて、翌年度に繰り越して使用するものである。

債務負担行為の補正は、ふれあい健康増進館中規模改修事業費等の追加である。

また、市債の補正は、動物愛護センター建設事業債等の追加、道路新設改良事業債等の変更である。

議案第１２３号　　令和７年度静岡市下水道事業会計補正予算（第１号）

令和７年度静岡市下水道事業会計補正予算（第１号）について、地方自治法第９６条第１項第２号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の債務負担行為の補正は、高松浄化センター消毒設備改築工事費の追加である。

議案第１２４号　　静岡市アリーナの公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の制定について

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、静岡市アリーナの公共施設等運営権に係る実施方針に関し、民間事業者の選定の手続や運営等の基準などを定めるため、本条例を制定するもので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第１２５号　　静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等について、所要の改正をするもので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第１２６号　　静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度を拡充するため、所要の改正をするもので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第１２７号　　静岡市税条例の一部改正について

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税について特定親族特別控除額を追加するほか、固定資産税等について課税標準の特例を定めるなど、所要の改正をするもので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第１２８号　　静岡市総合運動場条例の一部改正について

西ケ谷総合運動場内に整備したローラースポーツパークの利用料金の限度額等を定めるため、所要の改正をするもので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第１２９号　　静岡市道路占用料条例の一部改正について

道路の占用入札における占用料の額の最低額を定めるため、所要の改正をするもので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第１３０号　　静岡市林業センター条例の廃止について

静岡市林業センターの廃止に伴い、本条例を廃止するもので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第１３１号　　高規格救急自動車の購入について

高規格救急自動車を３台購入するもので、地方自治法第９６条第１項第８号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第１３２号　　テント式パーティションの購入について

テント式パーティションを２，５００張購入するもので、地方自治法第９６条第１項第８号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第１３３号　　消防ヘリコプターの購入の変更について

消防ヘリコプターの購入の契約金額を変更するもので、地方自治法第９６条第１項第８号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第１３４号　　工事請負契約の変更について

（主）藤枝黒俣線（黒俣西釜蓋外２）道路災害復旧工事の請負契約を変更するもので、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第１３５号　　市道路線の認定について

道路整備に伴い、辰起町１２号線を認定するもので、道路法第８条第２項の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第１３６号　　あらたに生じた土地の確認について

清水港内公有水面埋立てにより、当該土地が本市の区域にあらたに生じた土地であることを確認するもので、地方自治法第９条の５第１項の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第１３７号　　字の区域の変更について

清水港内公有水面埋立てにより、字の区域を変更するもので、地方自治法第２６０条第１項の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第１３８号　　清水港内の公有水面埋立てに関する意見について

静岡県の出願に伴い、清水港内の公有水面埋立てに関する意見を市長が述べることについて、公有水面埋立法第３条第４項の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第１３９号　　地方独立行政法人静岡市立静岡病院定款の変更について

地方独立行政法人静岡市立静岡病院に対し出資した医師住宅に関する土地及び建物の返還に伴い、地方独立行政法人静岡市立静岡病院の定款を変更するもので、地方独立行政法人法第８条第２項の規定により議会の議決を求めるものである。

目　　次

議案番号	件　　目	頁
議案第　１２２　号	令和７年度静岡市一般会計補正予算（第１号）	7
議案第　１２３　号	令和７年度静岡市下水道事業会計補正予算（第１号）	１６
議案第　１２４　号	静岡市アリーナの公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の制定について	１７
議案第　１２５　号	静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	１９
議案第　１２６　号	静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	２１
議案第　１２７　号	静岡市税条例の一部改正について	２３
議案第　１２８　号	静岡市総合運動場条例の一部改正について	２８
議案第　１２９　号	静岡市道路占用料条例の一部改正について	３１
議案第　１３０　号	静岡市林業センター条例の廃止について	３２
議案第　１３１　号	高規格救急自動車の購入について	３３
議案第　１３２　号	テント式パーティションの購入について	３４
議案第　１３３　号	消防ヘリコプターの購入の変更について	３５
議案第　１３４　号	工事請負契約の変更について	３６
議案第　１３５　号	市道路線の認定について	３８
議案第　１３６　号	あらたに生じた土地の確認について	３９
議案第　１３７　号	字の区域の変更について	４１

議案第　１３８　号	清水港内の公有水面埋立てに関する意見について	４３
議案第　１３９　号	地方独立行政法人静岡市立静岡病院定款の変更について	４４

議案第１２２号

令和７年度静岡市一般会計補正予算（第１号）

令和７年度静岡市一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２，８０４，１３６千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３９１，３０４，１３６千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第２条　継続費の追加は、「第２表　継続費補正」による。

（繰越明許費）

第３条　地方自治法第２１３条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第３表　繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第４条　債務負担行為の追加は、「第４表　債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第５条　市債の追加及び変更は、「第５表　市債補正」による。

令和７年６月１８日提出

静岡市長　　難　波　喬　司

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　　入

△印は減

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
17 国庫支出金		73,939,031	1,127,139	75,066,170
	2 国庫補助金	14,593,504	1,127,139	15,720,643
19 財産収入		1,617,386	10,853	1,628,239
	1 財産運用収入	421,348	10,853	432,201
20 寄附金		4,111,276	74,100	4,185,376
	1 寄附金	4,111,276	74,100	4,185,376
21 繰入金		10,310,136	144,900	10,455,036
	1 基金繰入金	9,505,909	144,900	9,650,809
22 繰越金		1,500,000	430,544	1,930,544
	1 繰越金	1,500,000	430,544	1,930,544
24 市債		37,706,800	1,016,600	38,723,400
	1 市債	37,706,800	1,016,600	38,723,400
歳　　入　　合　　計		388,500,000	2,804,136	391,304,136

歳　　出

△印は減

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		37,848,887	394,663	38,243,550
	2 企画費	10,966,189	394,663	11,360,852
3 民生費		133,580,179	4,300	133,584,479
	1 社会福祉費	31,249,649	4,300	31,253,949
4 衛生費		41,244,776	133,524	41,378,300
	1 保健衛生費	7,834,914	15,000	7,849,914
	2 保健予防費	10,699,246	3,530	10,702,776
	3 健康対策費	4,270,979	10,594	4,281,573
	4 生活衛生費	96,898	104,400	201,298
5 労働費		560,594	47,800	608,394
	1 労働費	560,594	47,800	608,394
6 農林水産業費		4,616,851	51,000	4,667,851
	2 林業費	1,381,623	51,000	1,432,623
7 商工費		7,781,962	78,778	7,860,740
	1 商工費	4,588,560	141,778	4,730,338
	2 観光費	1,704,010	△63,000	1,641,010
8 土木費		45,059,400	1,580,536	46,639,936
	2 道路橋りょう費	20,780,383	1,115,314	21,895,697
	3 河川費	2,063,306	33,900	2,097,206
	4 都市計画費	10,015,096	431,322	10,446,418
9 消防費		17,577,709	72,000	17,649,709
	1 消防費	17,577,709	72,000	17,649,709
10 教育費		55,997,863	427,935	56,425,798
	1 教育総務費	5,059,515	2,100	5,061,615
	2 小学校費	19,079,218	5,000	19,084,218
	3 中学校費	15,949,377	105,500	16,054,877

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
	6 保健体育費	9,917,802	315,335	10,233,137
11 災害復旧費		5,652,768	13,600	5,666,368
	5 教育施設災害復旧費	220,311	13,600	233,911
歳　出　合　計		388,500,000	2,804,136	391,304,136

第２表　継続費補正

（追　加）

款	項	事　業　名	総　　額	年　　度	年 割 額
			千円		千円
4　衛　生　費	4 生活衛生費	動物愛護センター建設費	812,000	令和 7 年度	0
				令和 8 年度	490,000
				令和 9 年度	322,000

第３表　　繰越明許費

（追　加）

款	項	事　　業　　名	金　額
			千円
2 総　務　費	2 企　画　費	旧足久保小学校活用事業施設整備費補助金	300,000
4 衛　生　費	4 生活衛生費	動物愛護センター建設事業費	101,400
9 消　防　費	1 消　防　費	常備消防装備整備費	232,636
		広域常備消防装備整備費	31,262
		非常備消防装備整備費	74,467

第４表　　債務負担行為補正

（追　加）

事　　項	期　　間	限　　度　　額
ふれあい健康増進館中規模改修事業費	令　和　８　年　度	63,000千円 令和７年度にふれあい健康増進館中規模改修工事請負契約を締結し、その金額の一部を令和８年度に支払う。
主要地方道清水富士宮線宮嶋橋下部工建設費	令　和　８　年　度	100,000千円 令和７年度に主要地方道清水富士宮線宮嶋橋下部工建設工事請負契約を締結し、その金額の一部を令和８年度に支払う。
葛沢線仮称葛沢大橋下部工建設費（橋台分）	令　和　８　年　度	210,000千円 令和７年度に葛沢線仮称葛沢大橋下部工建設工事請負契約を締結し、その金額の一部を令和８年度に支払う。
葛沢線仮称葛沢大橋下部工建設費（橋脚分）	令　和　８　年　度	160,000千円 令和７年度に葛沢線仮称葛沢大橋下部工建設工事請負契約を締結し、その金額の一部を令和８年度に支払う。
医療・福祉施設路線運行事業費	令　和　８　年　度	5,500千円 令和７年度に医療・福祉施設路線運行委託契約を締結し、その金額の一部を令和８年度に支払う。

第５表　　市債補正

（追　加）

起　債　の　目　的	限　　度　　額	起　債　の　方　法	利　　率	償　還　の　方　法
	千円			
動物愛護センター建　設　事　業	77,800	1 借入先 政府、銀行その他 2 借入方法 普通貸借又は債券発行 （他の地方公共団体との共同発行を含む。） 3 借入時期 令和７年度 ただし、市財政の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	７％以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については、相手方との協定によるものとする。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。
屋内運動場建　設　事　業	26,700			
グラウンドゴルフ場建設事業	37,300			

（変　更）

△印は減

起　債　の　目　的	限　　度　　額		
	補正前の額	補　正　額	補正後の額
	千円	千円	千円
企　画　調　整　事　業	59,400	135,000	194,400
観光施設整備事業	161,100	△ 56,700	104,400
道　路　維　持　事　業	1,607,800	67,500	1,675,300
道路新設改良事業	6,472,500	383,000	6,855,500
交通安全施設整備事業	281,300	△ 13,500	267,800
橋りょう整備事業	1,137,400	35,900	1,173,300
河　川　改　修　事　業	1,259,800	33,900	1,293,700
草薙駅周辺整備事業	198,200	10,300	208,500
街　路　築　造　事　業	492,600	165,800	658,400
消防施設整備事業	4,995,700	58,500	5,054,200
中　学　校　建　設　事　業	3,005,700	41,500	3,047,200
文化財災害復旧事業	40,800	13,600	54,400

議案第１２３号

令和７年度静岡市下水道事業会計補正予算（第１号）

第１条　令和７年度下水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第２条　令和７年度下水道事業会計予算第５条の表中

「

浜田ポンプ場汚水ポンプ電気設備改築工事費	令和８年度	85,000 千円

」を

「

浜田ポンプ場汚水ポンプ電気設備改築工事費	令和８年度	85,000 千円
高松浄化センター消毒設備改築工事費	令和８年度	56,000 千円

」に

改める。

令和７年６月１８日提出

静岡市長　　難　波　喬　司

議案第１２４号

静岡市アリーナの公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の制定について

静岡市アリーナの公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例を次のように定める。

令和７年６月１８日提出

静岡市長　　難　波　喬　司

静岡市アリーナの公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、静岡市葵区東静岡一丁目地内に整備する静岡市アリーナ（以下「静岡市アリーナ」という。）の公共施設等運営権（法第２条第７項の公共施設等運営権をいう。以下同じ。）に係る実施方針（法第５条第１項の実施方針をいう。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（民間事業者の選定の手続）

第２条　法第８条第１項の規定により静岡市アリーナの運営等（法第２条第６項の運営等をいう。以下同じ。）の業務（以下「静岡市アリーナ運営等業務」という。）を実施する選定事業者として選定されようとする民間事業者は、申請書に静岡市アリーナ運営等業務の実施に関する計画（以下「業務計画」という。）を記載した書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切に静岡市アリーナ運営等業務を実施することができると認める者を選定事業者とする。

（１）業務計画が静岡市アリーナ運営等業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

（２）業務計画を適正かつ確実に実施するために必要な能力を有する者であること。

（３）前２号に掲げるもののほか、市長が定める基準

（運営等の基準）

第３条　公共施設等運営権の設定を受けた選定事業者（以下「公共施設等運営権者」という。）

は、次に掲げる基準により、静岡市アリーナ運営等業務を実施しなければならない。

（1）関係法令並びに条例及び条例に基づく規則等の規定を遵守し、誠実に静岡市アリーナ運営等業務を実施すること。

（2）静岡市アリーナを利用することについて、不当な差別的取扱いをしないこと。

（3）静岡市アリーナ運営等業務に関連して取得した個人に関する情報その他の情報を適切に取り扱うこと。

（4）前3号に掲げるもののほか、市長が定める基準

2　静岡市アリーナの運営等その他必要な事項は、公共施設等運営権者が市長と協議して定める。

（業務の範囲）

第4条　公共施設等運営権者が行う業務の範囲は、施設を利用させることその他の静岡市アリーナ運営等業務とする。

（利用料金）

第5条　静岡市アリーナの利用料金（法第2条第6項の利用料金をいう。以下同じ。）は、公共施設等運営権者が利用状況等を勘案し算定した上で、市長と協議して定めるものとする。

2　公共施設等運営権者は、利用料金を定めるときは、あらかじめ、市長に届け出るとともに、その額を公表するものとする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第１２５号

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和７年６月１８日提出

静岡市長　　難　波　喬　司

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年静岡市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第21条を第22条とし、第17条から第20条までを１条ずつ繰り下げ、第16条の２の次に次の１条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第17条　任命権者は、静岡市職員の育児休業等に関する条例（平成15年静岡市条例第35号）第25条の２の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（２）出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

（３）静岡市職員の育児休業等に関する条例第25条の２の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

２　任命権者は、３歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、市規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（２）育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

（３）対象職員の３歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

３　任命権者は、第１項第３号又は前項第３号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年10月１日から施行する。

（静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

２　静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年静岡市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第４条第３項第３号中「第18条」を「第19条」に改める。

議案第１２６号

静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和７年６月１８日提出

静岡市長　　難　波　喬　司

静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の育児休業等に関する条例（平成15年静岡市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第19条第３項」を「第19条第６項」に、「第19条第１項及び第２項」を「第19条第１項及び第５項」に改める。

第22条第２号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第23条の見出し中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条第１項を次のように改める。

育児休業法第19条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第23条第２項及び第３項中「部分休業」を「第１号部分休業」に改める。

第23条の次に次の４条を加える。

（第２号部分休業の承認）

第23条の２　育児休業法第19条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。

（１）１回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき　当該勤務時間の時間数

（２）第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき　当該残時間数

（育児休業法第19条第２項の条例で定める１年の期間）

第23条の３　育児休業法第19条第２項の条例で定める１年の期間は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。

（育児休業法第19条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第23条の４　育児休業法第19条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

（１）非常勤職員以外の職員　77時間30分

（２）非常勤職員　当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第３項の条例で定める特別の事情）

第23条の５　育児休業法第19条第３項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第２項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第３項の規定による変更（以下「第３項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第24条中「部分休業」を「育児休業法第19条第１項に規定する部分休業」に改める。

第25条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第25条　育児休業法第19条第６項において準用する育児休業法第５条第２項の条例で定める事由は、職員が第３項変更をしたときとする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　育児休業法第19条第２項第２号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和８年３月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の静岡市職員の育児休業等に関する条例第23条の４の規定の適用については、同条第１号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第２号中「10」とあるのは「５」とする。

議案第１２７号

静岡市税条例の一部改正について

静岡市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和７年６月１８日提出

静岡市長　　難　波　喬　司

静岡市税条例の一部を改正する条例

静岡市税条例（平成15年静岡市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第７条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第２項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「府令」という。）第１条の８第１項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第９条中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「府令」という。）」を「府令」に改める。

第19条中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第26条第１項ただし書中「若しくは法第314条の２第４項」を「、法第314条の２第４項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第12号に規定する特定親族をいう。第27条の２第１項第３号及び第27条の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第27条の２第１項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第27条の３第１項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第19条の２中第27項を第28項とし、第26項を第27項とし、第25項の次に次の１項を加える。

26　法附則第15条第41項に規定する市の条例で定める割合は、３分の２とする。

附則第20条中第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、第13項の次に次の１項を加える。

14　市長は、法附則第15条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第５条の２第１項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の９の３第２項に規定する期間内に府令附則第７条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の９の３第１項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第１項の規定を適用することができる。

附則第31条の次に次の１条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第31条の２　令和８年４月１日以後に第98条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第98条第１号オに掲げる加熱式たばこをいい、第99条の２の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第100条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第98条第１号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

（１）葉たばこ（たばこ事業法第２条第２号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを府令附則第８条の４の２に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）　当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の府令附則第８条の４の３に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第３項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの１本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの１本をもって紙巻たばこの１本に換算する方法

（２）前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ　当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量が４グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの１個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

２　前項の規定により加熱式たばこのうち同項第１号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第２号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算

する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

３　前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

４　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第99条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

（１）第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

（２）第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第99条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附則第35条中「、第32項、第34項、第37項若しくは第38項」を「から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

附則第35条の２に次の１項を加える。

５　法附則第15条第41項に規定する都市計画税の課税標準となるべき価格に乗ずる市の条例で定める割合は、３分の２とする。

附則第35条の３中「附則第20条第15項」を「附則第20条第16項」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１）第19条、第26条第１項ただし書、第27条の２第１項第３号及び第27条の３第１項の改正規定並びに附則第３項の規定　令和８年１月１日

（２）附則第31条の次に１条を加える改正規定及び附則第８項の規定　令和８年４月１日

（３）第７条及び第９条の改正規定並びに次項の規定　地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）附則第１条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

２　この条例による改正後の静岡市税条例（以下「新条例」という。）第７条の規定は、前項第３号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（個人の市民税に関する経過措置）

3　新条例第19条及び第26条第１項ただし書の規定は、令和８年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和７年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4　令和８年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第26条第１項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第12号に規定する特定親族をいう。第27条の２第１項第３号及び第27条の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

5　新条例第27条の２第１項の規定は、附則第１項第１号に掲げる規定の施行の日（以下「１号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第26条第１項ただし書に規定する給与について提出する新条例第27条の２第１項及び第３項の規定による申告書について適用し、１号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の静岡市税条例（以下「旧条例」という。）第26条第１項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第27条の２第１項及び第３項の規定による申告書については、なお従前の例による。

6　新条例第27条の３第１項の規定は、１号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の６第１項に規定する公的年金等（同法第203条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第27条の３第１項の規定による申告書について適用し、１号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第27条の３第１項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

7　新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和７年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和６年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

8　次項に定めるものを除き、附則第１項第２号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第31条の２第１項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

9　令和８年４月１日から同年９月30日までの間に、第98条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る第100条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項及び新条例附則第31条の２の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

（１）第100条第３項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第31条の２第１項に規定

する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

（２）新条例附則第31条の２の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

10　前項各号に掲げる製造たばこの本数に１本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

（都市計画税に関する経過措置）

11　新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和７年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和６年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第１２８号

静岡市総合運動場条例の一部改正について

静岡市総合運動場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和７年６月１８日提出

静岡市長　　難　波　喬　司

静岡市総合運動場条例の一部を改正する条例

第１条　静岡市総合運動場条例（平成15年静岡市条例第123号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中第８号を第９号とし、第７号の次に次の１号を加える。

（８）ローラースポーツパーク

別表第１の９その他の附帯設備の利用料金の限度額の表を10その他の附帯設備の利用料金の限度額の表とし、別表第１の８附帯設備（照明施設）の利用料金の限度額の表中

「

	半点灯	１時間につき	2,610円

」を

「

	半点灯	１時間につき	2,610円
ローラースポーツパーク（専用利用に限る。）		１時間につき	70円
ローラースポーツパーク（個人利用に限る。）		１時間につき	20円

」に

改め、同表を別表第１の９附帯設備（照明施設）の利用料金の限度額の表とし、同表の前に次のように加える。

８　ローラースポーツパークの利用料金の限度額

利用区分	単位	金額
専用利用	１時間につき	750円

個人利用	一般	午前９時から午後９時まで	30円
	生徒等及び70歳以上の者		20円

備考

１　「専用利用」とは、競技会その他これに類する催しにおいて、施設を専用で利用することをいう。

２　「生徒等」とは、次に掲げる者をいう。

（１）高等学校、中学校及び小学校の在学者並びにこれらに準ずる者

（２）幼稚園の在園者及びこれに準ずる者

３　「一般」とは、生徒等及び70歳以上の者以外の者をいう。ただし、３歳未満の者を除く。

４　専用利用の利用時間に１時間に満たない時間がある場合は、１時間とみなして算定する。

５　利用者が、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金の限度額は、この表による金額の３倍の額とする。

６　第６条第３項の規定により休場日を変更した日に専用利用する場合の利用料金の限度額は、この表による金額に当該額の２割に相当する額を加算した額とする。

７　利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。

８　利用料金の限度額の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

第２条　静岡市総合運動場条例の一部を次のように改正する。

別表第１の８ローラースポーツパークの利用料金の限度額の表中「750円」を「2,250円」に、「30円」を「90円」に、「20円」を「50円」に改める。

第３条　静岡市総合運動場条例の一部を次のように改正する。

別表第１の８ローラースポーツパークの利用料金の限度額の表中「2,250円」を「5,000円」に、「90円」を「200円」に、「50円」を「100円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（１）第１条の規定　令和７年９月29日

（２）第２条の規定　令和７年12月１日

（３）第３条の規定　令和８年４月１日

（施行前の準備）

２　第１条の規定による改正後の静岡市総合運動場条例別表第１の規定に基づくローラースポーツパーク及び附帯設備の利用料金の設定、利用に係る許可の手続、利用料金の収受その他の行為は、前項第１号に定める日前においてもこれを行うことができる。

３　第２条の規定による改正後の静岡市総合運動場条例別表第１の規定に基づくローラースポーツパークの利用料金の設定、利用に係る許可の手続、利用料金の収受その他の行為は、附則第１項第２号に定める日前においてもこれを行うことができる。

４　第３条の規定による改正後の静岡市総合運動場条例別表第１の規定に基づくローラースポーツパークの利用料金の設定、利用に係る許可の手続、利用料金の収受その他の行為は、附則第１項第３号に定める日前においてもこれを行うことができる。

議案第１２９号

静岡市道路占用料条例の一部改正について

静岡市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和７年６月１８日提出

静岡市長　　難　波　喬　司

静岡市道路占用料条例の一部を改正する条例

静岡市道路占用料条例（平成15年静岡市条例第249号）の一部を次のように改正する。

第１条中「徴収方法」の次に「並びに法第39条の２第５項の規定に基づき、市が条例で定める額」を加える。

第２条第１項中「次条」を「第３条」に改め、同条の次に次の１条を加える。

（占用入札における占用料の額の最低額）

第２条の２　法第39条の２第５項の条例で定める占用入札における占用料の額の最低額は、別表に掲げる占用物件の区分に応じて、それぞれ同表に定める占用料の額とする。

２　前項の規定にかかわらず、市長は、占用物件が第４条各号のいずれかに該当すると認めるときは、占用入札における占用料の額の最低額を前項に規定する額の範囲内において別に定めることができる。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第１３０号

静岡市林業センター条例の廃止について

静岡市林業センター条例を廃止する条例を次のように定める。

令和７年６月１８日提出

静岡市長　　難　波　喬　司

静岡市林業センター条例を廃止する条例

静岡市林業センター条例（平成15年静岡市条例第207号）は、廃止する。

附　則

この条例は、令和７年12月１日から施行する。

議案第１３１号

高規格救急自動車の購入について

高規格救急自動車を次のとおり購入する。

令和７年６月１８日提出

静岡市長　　難　波　喬　司

１	品　　名	高規格救急自動車
２	規格及び数量	高規格救急自動車　３台
３	契 約 方 法	一般競争入札
４	契 約 金 額	８９，１００，０００円
５	納 入 業 者	住所　静岡市葵区流通センター１１番４号 業者　株式会社ケイショウ車体 役職・名前　代表取締役　高橋　憲和

議案第１３２号

テント式パーティションの購入について

テント式パーティションを次のとおり購入する。

令和７年６月１８日提出

静岡市長　　難　波　喬　司

１	品　　名	テント式パーティション
２	規格及び数量	テント式パーティション　２,５００張
３	契 約 方 法	一般競争入札
４	契 約 金 額	２１，８３５，０００円
５	納 入 業 者	住所　静岡市清水区八木間町７８２番地 業者　株式会社フシミ 役職・名前　代表取締役　伏見　充史

議案第１３３号

消防ヘリコプターの購入の変更について

消防ヘリコプターの購入（令和６年２月２１日議決）の契約金額を次のとおり変更する。

令和７年６月１８日提出

静岡市長　　難　波　喬　司

区分	契約金額（円）	変更概要
変更前	２，７９４，０００，０００	操縦士１名及び整備士１名の資格訓練並びに航空ヘルメット用のケーブルを追加するため、契約金額を変更する。
変更後	２，８６３，９２０，４００	

議案第１３４号

工事請負契約の変更について

令和４年度葵南県公災債第１号（主）藤枝黒俣線（黒俣西釜蓋外２）道路災害復旧工事の請負契約を次のとおり変更する。

令和７年６月１８日提出

静岡市長　　難　波　喬　司

１	工　事　名	令和４年度葵南県公災債第１号 （主）藤枝黒俣線（黒俣西釜蓋外２）道路災害復旧工事
２	工事の概要	西釜蓋工区 工事延長　２０．５ｍ　道路幅員　４．３０ｍ 軽量盛土工　５６８㎥ アンカー工（鉄筋挿入）１６１本 法枠工（吹付法枠）　２６５㎡ 舗装工　１３１㎡ 近野１工区 工事延長　２２．５ｍ　道路幅員　３．７９～５．１２ｍ 地山補強土工　１５８㎡ 舗装工　３７㎡ 近野２工区 工事延長　１５．２ｍ　道路幅員　４．３０～４．５７ｍ 地山補強土工　１００㎡ 舗装工　５８㎡
３	工 事 場 所	静岡市葵区黒俣地内
４	変更前契約金額	２９８，９８３，３００円
５	変更後契約金額	３０１，９７７，５００円

6	変 更 概 要	西釜蓋工区の軽量盛土工は、切土法面を鉄筋挿入及び受圧板にて補強する予定であったが、実施にあたり既設構造物を撤去し、当該部分を再調査したところ、想定よりも表層部の土質が脆いことが確認されたため、モルタル吹付工を増工する必要が生じたことから、契約を変更する。 （請負契約の変更により契約金額が３億円以上となるため、議会の議決に付すべき契約となる）
7	契約の相手方	静岡市葵区山崎二丁目１７番１６号 株式会社アースシフト 代表取締役　近藤　隆智

議案第１３５号

市道路線の認定について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第１項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

令和７年６月１８日提出

静岡市長　　難　波　喬　司

整理番号	路　線　名	起　　点 終　　点	重要な経過地
1	辰起町12号線	静岡市葵区辰起町35番26地先 静岡市葵区辰起町35番29地先	―――――

議案第１３６号

あらたに生じた土地の確認について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９条の５第１項の規定により、本市内に次の土地があらたに生じたことを確認する。

令和７年６月１８日提出

静岡市長　　難　波　喬　司

清水区袖師町字西浜１５７５番６１並びに清水区袖師町字飛島１９７５番１、１９７６番及び１９７４番２の地先公有水面埋立地

７，０８４．５４　平方メートル

上記地番は、令和７年４月２５日現在の登記簿による。

位 置 図

この図面は、「国土地理院地図（電子国土web）の標準地図」を下地にしたものである。

議案第１３７号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条第１項の規定により、本市内の字の区域を次のとおり変更する。

令和７年６月１８日提出

静岡市長　　難　波　喬　司

清水区袖師町字飛島に編入する区域

清水区袖師町字西浜１５７５番６１並びに清水区袖師町字飛島１９７５番１、１９７６番及び１９７４番２の地先公有水面埋立地

７，０８４．５４　平方メートル

上記地番は、令和７年４月２５日現在の登記簿による。

位 置 図

この図面は、「国土地理院地図（電子国土web）の標準地図」を下地にしたものである。

議案第１３８号

清水港内の公有水面埋立てに関する意見について

公有水面埋立免許に係る埋立地用途変更申請に伴い、公有水面埋立法第１３条の２第２項において準用する同法第３条第１項の規定に基づき、清水港港湾管理者の長、静岡県知事から意見を求められた下記の清水港内公有水面埋立てについては、異議がない旨の意見を述べるものとする。

令和７年６月１８日提出

静岡市長　　難　波　喬　司

１　出　願　人　　静岡県

２　埋立地の位置　　静岡県静岡市清水区三保字貝島 4025-16 及び 4025-17 地先の公有水面

３　埋立地の用途　　(免許用途)
護岸敷（0.5ha)、港湾関連用地（1.7ha)、製造業用地（2.1ha)、
道路敷（1.5ha)
(変更申請用途)
護岸敷（0.1ha)、港湾関連用地（4.3ha)、埠頭用地（0.6ha)、
道路敷（0.2ha)、岸壁敷（0.5ha)

議案第１３９号

地方独立行政法人静岡市立静岡病院定款の変更について

地方独立行政法人静岡市立静岡病院定款の一部を変更する定款を次のように定める。

令和７年６月１８日提出

静岡市長　　難　波　喬　司

地方独立行政法人静岡市立静岡病院定款の一部を変更する定款

地方独立行政法人静岡市立静岡病院定款（平成28年４月１日施行）の一部を次のように変更する。

別表の１土地の表中

「

静岡市葵区北安東四丁目1022番12	209.94
静岡市葵区北安東四丁目1022番13	209.70

」を

「

静岡市葵区北安東四丁目1022番12 （令和７年度静岡市に返還）	209.94
静岡市葵区北安東四丁目1022番13 （令和７年度静岡市に返還）	209.70

」に、

「

静岡市葵区上足洗一丁目135番２	1,603.14
静岡市葵区大岩本町281番	829.03

」を

「

静岡市葵区上足洗一丁目135番２ （令和７年度静岡市に返還）	1,603.14

」に

静岡市葵区大岩本町281番 （令和７年度静岡市に返還）	829.03

」

改める。

別表の２建物の表中

「

医師住宅	静岡市葵区北安東四丁目1022番地 12、1022番地13	544.97

を

」

「

医師住宅 （令和７年度静岡市に返還）	静岡市葵区北安東四丁目1022番地 12、1022番地13	544.97

に、

」

「

医師住宅	静岡市葵区上足洗一丁目135番地２	1,794.72

を

」

「

医師住宅 （令和７年度静岡市に返還）	静岡市葵区上足洗一丁目135番地２	1,794.72

に

」

改める。

附　則

この定款は、総務大臣の認可があった日から施行する。